

罪の汚れをきよめる「赤い雌牛の規定」

【新改訳改訂第3版】 民数記 19 章 1～10 節

19:1 【主】はモーセとアロンに告げて仰せられた。
19:2 「【主】が命じて仰せられたおしえの定めは、
こうである。イスラエル人に言い、**傷がなく、まだくびきの置かれたことのない、完全な赤い雌牛**をあなたのところへ引いて来させよ。
19:3 あなたがたはそれを祭司エルアザルに渡せ。
彼はそれを**宿営の外**に引き出し、彼の前で**ほふれ**。
19:4 祭司エルアザルは指で**その血を取り**、会見の天幕の正面に向かってこの血を**七たび振りかけよ**。
19:5 その雌牛は彼の目の前で**焼け**。**その皮、肉、血をその汚物とともに焼かなければならぬ**。
19:6 祭司は**杉の木と、ヒソブと、緋色の糸**を取り、それを雌牛の焼けている中に投げ入れる。

19:7 祭司は、その衣服を洗い、そのからだに水を浴びよ。その後、宿営に入ることができる。しかしその祭司は夕方まで汚れる。

19:8 それを焼いた者も、その衣服を水で洗い、からだに水を浴びなければならない。しかし彼も夕方まで汚れる。

19:9 **身のきよい人がその雌牛の灰を集め、宿営の外**のきよい所に置き、**イスラエル人の会衆のため、汚れをきよめる水を作るために、それを保存しておく。これは罪のきよめのためである。**

19:10 この雌牛の灰を集めた者も、その衣服を洗う。彼は夕方まで汚れる。これは、イスラエル人にも、あなたがたの間の在留異国人にも永遠のおきてとなる。



●民数記 19 章 1～10 節では、宿営の外で赤い雌牛を焼いて灰とし、罪の汚れをきよめるための灰水を作るため、その灰を保存すべきことが命じられています。その灰水とは**汚れきよめるためのもの**です。

●焼かれる雌牛は、どんなささげものにも勝って注意深く選ばれ、イエシュアのしみのないきよさと罪なき完全さを象徴するものとして、傷のない雌牛でなければなりません。さらにその雌牛は赤くなければなりません。もし黒や白の毛がほんのわずかでも混じっていれば、それは律法にかなわないものとなります。メシアは人としてのアダム、つまり「赤い土」の子であり、自ら「赤い」血を流された。また、この雌牛はくびきが置かれたことのないものでなければなりません。このことは他のいけにえには強調されていないことです。イエシュアはご自身の愛の絆以外に何者によっても拘束されてはいませんでした。

●「赤い雌牛の規定」は、儀式律法で定められている方法が罪を取り除くには不十分であることを示しています。しかしイエシュアの血潮はすべての罪から私たちをきよめることができます。

マシュー・ヘンリー著「民数記」の注解を参照。